青森県立中央病院経営計画策定支援業務提案競技実施要領

１　趣旨

青森県立中央病院経営計画策定支援業務を委託する相手方を選定するに当たって、優れた提案を求めるため、提案競技を実施するものである。

２　業務内容

別紙「青森県立中央病院経営計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

３　業務委託期間

契約締結の日から令和５年３月３１日まで

４　契約金額の上限

金６，６００千円（契約締結の日から令和５年３月３１日までの委託金額の上限であり、消費税及び地方消費税を含む。）

５　参加資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者に該当しない者であること。

（２）提出書類の提出期限の日から契約締結の時までの間に、青森県から指名停止の措置を受けていない者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号)に基づき 再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（５）プライバシーマーク付与事業者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認証取得事業者であること。

（６）平成２７年度以降に都道府県、市町村が設置する病院の改革プラン・経営戦略・その他経営に関する支援業務を元請けとして完了させた実績を有すること。

6　スケジュール

参加申込書兼誓約書提出期限	令和４年４月２７日	１６時４５分まで
質問受付期限	令和４年４月２７日	１６時４５分まで
企画提案書等提出期限	令和４年５月１３日	１６時４５分まで
審査（プレゼンテーション）	令和４年５月下旬予定	
契約締結	令和４年５月下旬予定	

7　手続等

（１）　提出先・問合せ先

〒０３０−８５５３　青森市東造道２−１−１

青森県病院局運営部　経営企画室　担当：長尾

電　話　０１７−７２６−８４０３　　ＦＡＸ　０１７−７２６−８３２５

E-mail　kenbyo@pref.aomori.lg.jp

（２）　仕様書等の交付

ア　交付期間

令和４年４月１９日から令和４年５月１３日まで

イ　交付方法

青森県立中央病院ホームページに掲載する。

https://aomori-kenbyo.jp/posts/6601/

（３）　参加申込書等の提出

ア　提出期限　　令和４年４月２７日　１６時４５分まで

イ　提出場所　　７（１）と同じ

ウ　提出方法

参加申込書兼誓約書（様式第１号）及び添付資料を持参又は郵送で１部提出すること。

エ　提出物

①　参加申込書兼誓約書（様式第１号）

②　プライバシーマーク付与事業者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認証取得事業者であることを証明する書類

③　平成２７年度以降に都道府県、市町村が設置する病院の改革プラン・経営戦略・その他経営に関する支援業務を元請けとして完了させた実績を証明する書類（契約書の写し等）

オ　辞退

参加申込書兼誓約書の提出後、辞退する場合には、速やかに提案辞退届（様式任意）を７（１）に持参又は郵送すること。

（４）　参加資格審査結果の通知及び企画提案書の提出依頼

（３）エ提出者の参加資格を審査した後、令和４年５月６日までに審査結果を書面により通知する。併せて、参加資格を満たす者に対しては、企画提案書の提出を依頼する。

（５）　質問の受付等

ア　受付期限　　令和４年４月２７日　１６時４５分

イ　受付場所　　７（１）と同じ

ウ　質問方法

質問書（様式第２号）を持参、郵送、ＦＡＸ又は電子メールで提出すること。

エ　回　　答

令和４年５月６日までに企画提案書の提出を要請された者全員の参加申込書兼誓約書に記載された電子メールアドレスに対して７（１）の電子メールアドレスから回答する。

（６）　企画提案書の提出

ア　提出期限　　令和４年５月１３日　１６時４５分

イ　提出場所　　７（１）と同じ

ウ　提出方法　　持参又は郵送で提出すること。

エ　作成要領　　別紙「作成要領」のとおり

（７）　その他

ア　手続きに関する書類を持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日８時１５分から１６時４５分までとする。

イ　手続きに関する書類を郵送する場合は、配達証明付き書留郵便に限り、提出期限日又は受付期限日必着とする。

８　審査の概要

（１）　評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（２）　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び提案価格について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

（３）　審査方法

企画提案書、提案価格、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、別途設置する青森県立中央病院経営計画策定支援業務提案競技審査委員会において審査する。

（４）　候補者の選定方法

審査の結果、最も総評価点の高かった提案者を、契約の相手方の候補者として選定する。最高点の者が複数の場合は、最高点の者の中で提案価格の金額が最も安価な者を契

約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は当初提案の金額の範囲内で提案価格を再作成し、再提出された提案価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

（５）　審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対して書面により通知する。

９　契約手続

（１）契約交渉の相手方に選定された者と協議を行い、委託内容、経費等について再度調整を行った上、契約を締結する。

（２）最も総評価点の高かった提案者との協議により契約に至らなかった場合には、次点の者を契約の相手方の候補者として選定し契約の協議を行う。

（３）契約は、採用された提案内容によることを原則とするが、協議によりその内容を変更する場合がある。

（４）再委託は県の事前承認を必要とするが、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

（５）契約代金の支払いについては、精算払いとする。

１０　その他

（１）企画提案書及び提案価格については、１者につき１提案とする。

提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等その他本提案競技への参加に要する経費については、参加者の負担とする。

（２）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。

（３）新型コロナウイルス感染症の状況等により、本提案競技の内容を変更する場合がある。

（４）失格の要件

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　提案価格の金額が４の契約金額の上限額を超える場合

エ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

オ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

カ　審査に係る構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

（５）提出された書類の取扱い

ア　提出期限後の書類の追加・修正には原則として応じない。また、提出書類に記載された業務責任者及び技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き、変更することがで

きない。

イ　提出された書類は、返却しない。

ウ　提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ　企画提案書は、他の提案者に対して非公開とする。